

確認評価部会の公開の取扱いについて

平成 18 年 10 月 4 日
農薬専門調査会幹事会決定

1. 総合評価部会の公開の取扱い

専門調査会の審議は原則公開であるが、農薬のリスク評価の審議にあたって、会議及び資料を公開することにより、企業のノウハウの流出やデータの再利用・模倣のおそれがある場合にはこれまで非公開としてきた。今後も、その状況は変わらないことから、同様の扱いとする。(提出資料のみ非公開として会議を開催することについても、実質的に審議の運営が困難と判断されたことから、会議も非公開となっている。)

➤ 総合評価部会で使用する資料

- 農薬抄録（非公開）*審議終了後にマスキングして公開
- 生データ（非公開）

2. 確認評価部会で使用する資料

➤ 国内のみで登録のある農薬

- 農薬抄録（非公開）*審議終了後にマスキングして公開
- 我が国の過去の評価書（公開：一部非公開の資料が含まれる可能性がある。）
- 最新の文献（公開）

➤ 国内および海外で登録のある農薬

- 農薬抄録（非公開）*審議終了後にマスキングして公開
- 海外・国際機関の評価書（公開：厚生労働省は一部非公開資料が含まれるとしている。）
- 我が国の過去の評価書（公開：一部非公開の資料が含まれる可能性がある。）
- 最新の文献（公開）

➤ 海外でのみ登録のある農薬

- 海外・国際機関の評価書（公開：厚生労働省は一部非公開資料が含まれるとしている。）
- 最新の文献（公開）

上記の他、2回目以降の審議については追加提出資料（公開／非公開はケースバイケース）を使用することとなる。

<農薬抄録の扱いについて>

これまでは、農薬登録(適用拡大)後に、企業秘密・ノウハウに関する部分にマスキングを施した上で公開している。(審議中は非公開)

申請者が企業秘密・ノウハウに関するものとしてマスキングしている主な情報

- 原体の規格（有効成分濃度、不純物・混在物の種類、含有量）
- 製剤の処方
- 標識化合物の合成方法
- 代謝・毒性発現メカニズムの解明手法

▶ 上記に関連する情報

3. 確認評価部会の公開の取扱い

	審議に用いる資料	会議の公開	資料の公開
①	海外の評価書等	原則、公開	配布
	(相手政府の要請等により一部非公開の場合)	(一部非公開)	(一部配布せず。配布しなかった資料は、審議終了後にマスキングして公開)
②	農薬抄録等	原則、公開	配布せず
	(マスキング該当箇所について議論する場合)	(一部非公開)	(審議終了後にマスキングして公開) (同上)

専門調査会の審議は原則公開であることから、確認評価部会においても原則公開とする。よって、会議の公開の取扱いについては、

- ① 海外の評価書等を用いて審議を行う場合は原則公開とするが、相手政府の要請等により一部非公開の資料がある場合で、「専門委員の自由な発言が制限されるおそれ」がある場合には非公開とする。
- ② 農薬抄録等も用いて審議を行う場合も原則公開とするが、マスキング該当箇所について議論する場合で、「専門委員の自由な発言が制限されるおそれ」がある場合には非公開とする。

(参考)

厚生労働省が平成18年度に評価依頼を行う予定の農薬約100剤のうち、約半数が国内登録のない剤である。

海外の評価書等を用いて審議を行う剤(3の①に該当)が約半数、農薬抄録等も用いて審議を行う剤(3の②に該当)が約半数となる。